

## 公益財団法人金沢健康福祉財団相談支援事業所管理運営規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人金沢健康福祉財団(以下「財団」という。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第51条の20の規定に基づき指定特定相談支援事業者の指定を受けた金沢健康福祉財団相談支援事業所(以下「事業所」という。)の管理運営に関し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号。以下「省令」という。)第19条並びに公益財団法人金沢健康福祉財団の事業所に関する規程(平成31年4月1日施行)第4条の規定により、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者等 法第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児をいう。
- (2) 指定計画相談支援 法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。
- (3) 指定特定相談支援事業者 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。
- (4) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (5) 計画相談支援対象障害者等 法第51条の17第1項に規定する計画作成対象障害者等をいう。
- (6) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (7) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (8) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (9) 自立支援給付 法第6条に規定する自立支援給付をいう。
- (10) 支給決定障害者等 法第5条第22項第2号に規定する支給決定障害者等をいう。
- (11) 計画相談支援給付費 法第51条の17第1項に規定する計画相談支援給付費をいう。
- (12) 法定代理受領 法第51条の17第3項の規定により支給決定障害者等が指定特定相談支援事業者に支払うべき指定計画相談支援に要した費用について、計画相談支援給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定特定相談支援事業者を支払われることをいう。
- (13) 管理者 省令第4条に規定する管理者をいう。
- (14) 相談支援専門員 省令第3条に規定する相談支援専門員をいう。
- (15) サービス等利用計画 法第5条第22項に規定するサービス等利用計画をいう。

### (事業の目的)

第3条 事業所は、財団の定款(以下「定款」という。)第4条の規定に基づき、障害者等が居宅においてその者が自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の職員が相談に応じ、必要な障害福祉サービスの提供がされるよう支援を行い、指定相談支援の提供を受ける者(以下「利用者」という。)の自立の援助と必要な保護を図り、もって障害者等の在宅福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第4条 事業所は、次に掲げる方針に沿い、管理運営を行うものとする。

- (1) 法及びその他関係法令を遵守し、定款第3条に規定する目的の達成に努めること。
- (2) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
- (3) 地域や家庭との結びつきを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めること。

(指定相談支援の内容)

第5条 事業所は、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与することとする。

2 事業所は、支給決定障害者等が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、当該支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定に係る障害者等の心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画を作成するとともに、当該サービス等利用計画に基づく福祉サービスの提供が確保されるよう、指定障害福祉サービス事業者等その他の者との連絡調整その他の便宜を供与することとする。

(職員の職種、職員数等)

第6条 事業所は、事業所に次に掲げる職種の職員を置く。

- (1) 管理者
  - (2) 相談支援専門員
- 2 職員の職務は、次に掲げる職員の職種の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 管理者 省令第18条に規定する職務その他事業所の総括を行う。
  - (2) 相談支援専門員 相談支援専門員は、基本相談支援に関する業務、サービス等利用計画等の作成及びその計画の実施状況の把握に関する業務を行い適切な福祉サービスの利用が行われるようにする。
- 3 事業所に勤務する職員(以下「職員」という。)の数は、次のとおりとする。
- (1) 管理者 1人
  - (2) 相談支援専門員 1人以上

(営業日)

第7条 事業所が営業する日は、月曜日から金曜日までの日とする。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日である日並びに12月29日から同月31日までの日及び1月2日から同月3日までの日は、営業しないものとする。

(営業時間)

第8条 事業所が営業する時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の相談支援事業の実施地域は、金沢市の区域内とする。

(サービス利用計画作成費の受領)

第10条 事業所は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者か

ら法第 51 条の 17 第 2 項の規定により算定された計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

(サービス提供証明書の交付)

第 11 条 事業所は、前条の費用の支払いを受けたときは、当該提供した指定相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を当該利用者に交付するものとする。

(指定相談支援の提供に係る手続き)

第 12 条 事業所は、指定計画相談支援の提供を受けようとする者又はその家族(以下「利用申込者」という。)に対し、この規程の概要、指定相談支援の内容、職員の勤務の体制など指定相談支援の提供に関する重要事項を記載した説明書を交付し、これらの説明を行い、当該指定相談支援の開始について、利用申込者の同意を得るものとする。

2 事業所は、前項の規定に基づき利用申込者に指定計画相談支援の提供に関する説明をするに際しては、次に掲げる手続きを併せて行うものとする。

(1) 指定計画相談支援の提供を受けようとする者が提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間(法第 23 条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。)及び支給量等を確認するものとする。

(2) 指定計画相談支援の提供を受けようとする者が支給決定を受けていない場合には、その者の意向を踏まえて、速やかに介護給付費等の支給の申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

3 事業所は、第 1 項の規定に基づき利用申込者の同意を得たときは、当該利用申込者と当該指定計画相談支援の提供に係る契約を締結するものとする。

4 事業所は、利用者と前項の規定により指定計画相談支援の提供に係る契約を締結したときは、その旨を金沢市に対し遅滞なく報告しなければならない。

(提供拒否の禁止)

第 13 条 事業所は、正当な理由なく指定計画相談支援の提供を拒んではならない。

(提供困難時の対応)

第 14 条 事業所は、第 9 条に規定する通常の指定相談支援の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切な指定相談支援を提供することが困難であると認めるときは、適当な他の指定相談支援事業所の紹介その他の必要な措置を速やかに行うものとする。

(指定計画相談支援の取扱方針)

第 15 条 指定計画相談支援に従事する職員は、指定計画相談支援を提供するに当たっては、次に掲げる取扱方針により行うものとする。

(1) 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

(2) 事業所は、指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じ行うものとする。

(3) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにするものとする。

- (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、指定障害福祉サービス等に加えて、指定障害福祉サービス等以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス利用計画上に位置付けるよう努めるものとする。
- (5) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者について、本人及び家族の希望、障害の状況、既に提供を受けている指定障害福祉サービス等その置かれている環境等の評価(以下「評価」という。)を通じて利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を適切な方法により把握するものとする。
- (7) 相談支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題を把握するための評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分説明し、理解を得るものとする。
- (8) 相談支援専門員は、利用者についての評価の結果に基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等が提供される体制を勘案して、当該評価により把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容、量及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス利用計画の原案を作成するものとする。
- (9) 相談支援専門員は、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のためにサービス等利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議をいい、)テレビ電話装置その他の情報通信機器(第19条第5項及び第24条第2項第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者に対する照会等により、当該サービス等利用計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- (10) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の原案に位置付けた指定障害福祉サービス等について、法の介護給付等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により計画相談対象障害者等の同意を得るものとする。
- (11) 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス利用計画を支給決定障害者等及び担当者に交付するとともに、市町村へその写しを提出するものとする。
- (12) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(利用者についての継続的な評価を含む。(以下「モニタリング」という。))を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (13) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定障害福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも、一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するほか、その結果を記録するものとする。
- (14) 相談支援専門員は、支給決定を受けている計画相談対象障害者等が、支給決定の

変更の 決定をされた場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、サービス利用計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(15) 第3号から第11号までの規定は、第12号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

(16) 相談支援専門員は、適切な指定障害福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(17) 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等から退院又は退所しようとする利用者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、サービス利用計画の作成等の援助を行うよう努めるものとする。

(身分証明書の携行)

第 16 条 相談支援専門員は、利用者に指定計画相談支援を提供する際には、財団が発行した身分証明書を携行し、利用者の居宅に初めて訪問したとき及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

(利用者に関する通知)

第 17 条 指定計画相談支援に従事する職員は、利用者が偽りその他不正な行為によって支給決定を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を管理者に通知しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により指定計画相談支援に従事する職員から利用者に関する通知を受けたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を金沢市に通知しなければならない。

(緊急時等の対応)

第 18 条 指定計画相談支援に従事する職員は、現に指定計画相談支援の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに当該利用者の主治の医師への連絡を行う等必要な措置を講ずるとともに、管理者にその旨を報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第 19 条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定。

(2) 成年後見制度の利用支援。

(3) 苦情解決体制の整備。

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する定期的な研修の実施。

(5) 虐待防止ための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用してできるものとする。)の定期的な開催とその結果についての職員への周知徹底

(苦情解決)

第 20 条 管理者は、提供した指定計画相談支援に係る利用者又はその家族から当該提供した指定計画相談支援に対する苦情を受けたときは、財団が別に定める公益財団法人金沢健康福祉財団の福祉サービスに対する苦情解決に関する規程(平成16年4月1日施行)に従って迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 事業所は、自ら提供した指定計画相談支援に関し、法第10条第1項又は法第11条第2項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害者等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

- 第 21 条 相談支援専門員その他の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 事業所は、相談支援専門員その他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
  - 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(勤務体制の確保等)

- 第 22 条 事業所は、利用者等に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の職員の勤務体制を定めておかなければならない。
- 2 事業所は、職員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。
  - 3 事業所は、適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の作成等)

- 第 23 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を作成し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

- 第 24 条 事業所は、利用者指定相談支援を提供する職員の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品の衛生的管理に努めなければならない。
- 2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。
    - (1) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底すること。

- (2) 当該事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延のための研修及び訓練を定期的に開催すること。

(揭示)

- 第 25 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を揭示しなければならない。
- 2 事業所は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。
  - 3 事業所は、第 1 項に規定する重要事項の公表に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第 26 条 事業所は、利用者に対する指定計画相談支援の提供に事故が発生したときは、当該利用者の家族並びに金沢市に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び当該事故に際して講じた措置について、記録しなければならない。
  - 3 事業所は、利用者に対する指定相談支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、当該利用者に速やかに損害賠償を行わなければならない。

(記録の整備)

- 第 27 条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- 2 事業所は、利用者に対する相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
    - (1) 第 15 条第 12 号に規定する指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整に関する記録
    - (2) 個々の障害者等ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
      - イ 第 15 条第 11 号に規定するサービス等利用計画
      - ロ 第 15 条第 7 号に規定する評価の結果の記録
      - ハ 第 15 条第 9 号に規定するサービス担当者会議等の記録
      - ニ 第 15 条第 13 号に規定するモニタリングの記録
    - (3) 第 17 条第 2 項 5 に規定する市町村への通知に係る記録
    - (4) 第 20 条に規定する苦情の内容等の記録
    - (5) 第 26 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(契約の終結又は解除)

- 第 28 条 事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 12 条第 3 項の規定により締結した契約を終結し、又は解除するものとする。
- (1) 利用者が指定相談支援の提供に応じず、当該指定相談支援の提供が出来ないとき。
  - (2) 利用者から第 12 条第 3 項の規定により締結した契約を解除する旨の申し出があったとき。
  - (3) 利用者が死亡したとき。

(その他運営に関する重要事項)

- 第 29 条 事業所は、金沢市の地域生活支援拠点の相談に関する機能を担う。

(雑則)

第 30 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が財団の理事長と協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第 25 条第 1 項に定める新設合併により設立する法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。